

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場自動扉保守点検業務委託

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

瓜破斎場の自動扉は、ナブコドア株式会社が独自の技術により一括責任、施工で製造、設置したものである。

今回、保守点検整備を実施する設備の仕様並びに構造等は、ナブコドア株式会社のみが熟知しており、部品交換等が生じた場合、部品等の入手は他社では実施不可能である。

また、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証ができるのは当該会社以外にはない。

以上の理由からナブコドア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3137)

随意契約理由書

1 案件名称

此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法に基づき、特に確認の要する建築設備として、定期的な点検及び報告が義務づけられている。

保守点検業務は、エレベータ設備特有の設備構造、機器、取替部品等に加え保守点検履歴、保守点検方法等総合的に十分把握した上で行われなければならない。また、既設設備と密接不可分の関係から、点検後の性能、作動状態、耐寿命に対する保証など、本業務に対して一貫して責任を持たせることが必要である。

このような条件を満たすためには、本エレベータ設備を施工した業者以外では、整備技術面の対応が不可能である。

上記理由により、株式会社日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3364)

随意契約理由書

1 案件名称

北部環境事業センターほか8箇所機械警備業務委託

2 契約の相手方

セコム株式会社

3 随意契約理由

北部環境事業センターほか8箇所機械警備業務委託については、平成23年4月1日から平成27年7月31日まで長期契約を締結し、引き続き平成27年8月1日から平成30年3月31日まで契約を行っている。当初契約時に新品の警備機器を導入しており、契約期間中、大きな故障もなく警備業務を履行できているが、当初契約より7年が経過しており、機器の劣化が進んでいることから、平成30年度中に入札を実施し、新たな契約を行う予定である。

入札については、仕様書の作成や機器の変更等の準備期間が必要となることから平成31年3月1日より契約を行う予定とし、それまでの期間について、現行の事業者と引き続き契約する方が、初期費用がかからず本市にとって有利である。

よって、上記の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するので、引き続き現在設置している警備機器所有者であるセコム株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（電話番号 06-6630-3254）

1 案件名称

平成 30 年度環境活動推進施設設備保守点検業務

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本業務は、鶴見緑地公園内環境活動推進施設における各設備の保守点検等を委託するものであり、施設を健全な状態で運用できるよう各設備を維持することを目的としている。

本業務対象施設の環境活動推進施設は建設局所有の国際陳列館と建築物、設備とも一体化しており、密接不可分の関係であることから、国際陳列館の保守点検業務と重複、関連する業務であり、本業務を国際陳列館の保守点検を行う業者以外に実施させた場合、責任の所在が不明確となり、業務の円滑な実施を確保することができない。

国際陳列館をはじめ、鶴見緑地公園全体の設備保守点検業務については、平成 27 年度から指定管理により上記業者が実施しているため、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3491）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度

西南環境事業センターほか 2 ヲ所ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

西南環境事業センター、西部環境事業センター及び南部環境事業センター本館の空気調和用熱源機器は(株)日立製作所のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、(株)日立製作所の製品について専属でサービス及びメンテナンスをしている(株)日立ビルシステムだけである。

上記理由により(株)日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通エフ・アイ・ピー（株）

3 随意契約理由

本システムは、富士通エフ・アイ・ピー（株）のパッケージソフトをベースとしたもので、本市向けのカスタマイズ業務についても、パッケージソフトの開発業者である富士通エフ・アイ・ピー（株）が請け負った。

本業務について、開発業者以外では、システムの適切な状態の維持および安定的な運用を行うことができないことから、パッケージソフトの開発元であり、本市向けカスタマイズを実施した富士通エフ・アイ・ピー（株）と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 環境保全対策グループ
(電話番号 06-6615-7924)

随意契約理由書

1 案件名称

環境局あべのルシラス庁舎事務室等清掃業務委託

2 契約の相手方

近鉄ビルサービス株式会社

3 随意契約理由

環境局あべのルシラス庁舎事務室等清掃業務については、あべのルシラスを賃借する際の条件の一つとして賃室内の清掃は同ビルの管理者である株式会社きんえいの指定する業者と直接契約することとなっているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話 6630-3116）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 大阪市大気汚染常時監視テレメータシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、中央監視局（環境情報システム室）及び市内 25 ヶ所の測定局において設置している大気汚染常時監視テレメータシステムのハードウェア及びソフトウェアの運用及びシステムの保守点検を行うとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期回復を図るものである。

本システムは、主に富士通株式会社製のハードウェア及びソフトウェアで構成されており、さらに上記業者が導入及び設定作業も行った。

本業務の実施に当たっては、上記ハードウェア及びソフトウェアに関連する特殊技術を有した技術者を確保するとともに、導入当初からの設計に基づく運用保守を行うために必要な技術を保有している必要がある。さらに、迅速かつ確実な運用保守が可能であるとともに、責任の一貫性と性能についての保証を持たせるためには、上記業者で実施する以外方法がないため、上記業者を契約相手とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06-6615-7981）

随意契約理由書

1 案件名称

天六公衆トイレ清掃・管理業務委託

2 業者名

東宝ビル管理 株式会社

3 随意契約理由

当該トイレのある大阪市立住まい情報センター、大阪市立子育ていろいろ相談センター及び三井住友銀行天六施設の建物のビル管理業務については、平成11年10月の開設当時からビルの維持管理上一業者に委託している。

また、当該ビルは、清掃業務についても同社と長期的な契約を行っており、上記業者が委託先業者として決定しているため、当局についても東宝ビル管理株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3238)

随意契約理由書

1 案件名称

一般廃棄物処理業者団体への事務委託

2 契約相手方

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会

3 随意契約理由

この事務は、本市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、「許可業者」という。）に対して、定例的に大阪市・八尾市・松原市環境施設組合処理施設への搬入票（年 25 回）や必要な事務連絡、通知（随時）を、許可業者（平成 30 年 2 月 1 日現在で 294 業者）に交付等する事務、許可業者からの許可等に関する相談への対応事務および排出者からの事業系ごみについての問い合わせ対応等事務である。

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会（以下「一廃協」という。）には許可業者の大半が加盟（平成 30 年 2 月 1 日現在 294 業者中 275 業者が加盟）しているため、各許可業者の相談窓口として効率よく対応できる。また、一廃協としての集会を開催しているため、その場を利用し、個別許可業者へ手渡しで配付することが可能であるという利点もあり、これに代わる許可業者の団体は存在していない。

さらに、この事務を一廃協以外の民間業者へ委託した場合は、一廃協の集会を活用した搬入票の配付等が困難となるため、別途、専用の窓口や要員を確保する必要があり、本市が直接、事務を実施する場合と同様に大幅な経費増が見込まれる。

そして、排出者に対して本市より、一般廃棄物の適正処理の問い合わせ先として案内することもあるため、一廃協での事業系ごみについての問い合わせ対応が必要となってくる。

このため、本事務については、一廃協に委託することが最も効果的であり、他の適当な委託先もないことから、一廃協へ特名随意契約で委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 一般廃棄物指導課（電話番号 06-6630-3269）

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所エレベーター設備保守点検整備業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

中部環境事業センター出張所に設置されているエレベーター設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社製である。

本エレベーターは、運転状況を常に遠隔監視できる機能を備えており、常時の遠隔監視及び定期的を実施する保守点検により、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を維持している。

エレベーターは各メーカーにより構造や使用材料が異なっており、構成する部品が各メーカーの指定品である事等を前提として、エレベーター全体が正常に機能するものとされ各メーカーは責任を持って保守点検および遠隔監視を行うことができる。

ゆえに本エレベーターについても、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を今後も維持するため保守点検及び常時の遠隔監視を実施するにあたっては、本エレベーターの設備構造・特性等を熟知したメーカー以外は不可能であることから、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局中部環境事業センター出張所（電話番号 06-6567-0750）

随意契約理由書

1 案件名称 東南環境事業センター天然ガス充填所窒素ガス充填業務委託

2 契約の相手方 大阪ガスエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

天然ガス充填所とは、天然ガスを燃料としているごみ収集車両に、圧縮した天然ガスを充填する燃料補給施設である。主要な設備として、ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサーで構成している。

本案件は、使用を終了した東南環境事業センター天然ガス充填所について、蓄ガス器及び付属の配管等に窒素ガスを充填するものであるが、天然ガスがタンク内に一部残っていることから安全を保障したうえで作業を行う必要がある。本設備の保守点検整備に関するデータ等については、他社に公開されていないため、蓄ガス器を製造し、本充填所稼働時に設備の点検を行ってきた大阪ガスエンジニアリング(株)以外では実施することはできない。

上記の理由により、大阪ガスエンジニアリング(株)と随意契約を行う。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 環境局事業部事業管理課（電話番号 06-6630-3227）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 大阪市廃蛍光灯管及び廃乾電池等の処理及び再資源化業務委託

2 契約の相手方

野村興産株式会社

3 随意契約理由

蛍光灯管や乾電池・水銀体温計等は、亜鉛・マンガンなどの金属類をはじめ、ガラスなどの資源が含まれており、資源の有効活用の観点から、それらを適正に処理し再資源化を図ることを目的として、平成 13 年 10 月より廃蛍光灯管・廃乾電池等の回収を開始した。

また、国においては、水銀に関する水俣条約の採択を踏まえ、平成 27 年 6 月に、水銀等の環境への排出を抑制し、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」を公布するなど、水銀添加廃棄物の適正な回収等に向けて取り組んでいる。

このことから現在、本市では、各環境事業センターの受付窓口及び区役所等に設置する回収ボックスにおいて廃蛍光灯管、廃乾電池及び水銀体温計を、各環境事業センターの受付窓口において水銀血圧計、水銀温度計を市民から回収している。回収された廃乾電池及び水銀添加廃製品は、各環境事業センターより再資源化処理施設に搬入している。

これらの品目を適正処理及び再資源化する能力を有し、尚且つ、各環境事業センターから当該品目を直接搬送するにあたり、本市内に受入・保管可能な施設を有している業者は、野村興産株式会社 1 社だけである。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、上記の者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3231）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫）における再商品化業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

関西リサイクルシステムズ株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、不法投棄された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）で定める特定家庭用機器廃棄物のうち、再商品化が可能な冷蔵庫・冷凍庫（吸収式冷蔵庫・冷凍庫を除く。）を廃棄物処理法に基づき、家電リサイクルプラントへ直接搬入し、再商品化を行うものである。

また、不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の家電リサイクルプラントへの直接搬入は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室からの通知により、経済産業省を經由して、製造業者より指定引取場所や家電リサイクルプラントの管理を委託された管理会社より選定されることとなっており、選定された事業者のうち、関西リサイクルシステムズ株式会社は冷蔵庫・冷凍庫（吸収式冷蔵庫・冷凍庫を除く。）を再商品化することができる唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3252）

随意契約理由書

1 案件名称

国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）連携事業業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

公益財団法人地球環境センター

3 随意契約理由

当該事業において委託業務を実施するには、環境分野の専門知識、国内外の国際機関及び政府関係者等との交渉・調整能力、国際イベント開催等の豊富な経験等が必要不可欠であり、大阪市が実施している取組みを理解して、さらに発展させていくための提案が求められることから、業務の性質上、価格競争による入札に適さない。

事業を実施する上で最も高い効果を出すためには、業務遂行に必要な能力・経験に秀でた事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用することとし、本市のホームページにて企画提案を広く募集して、選定会議において有識者から意見を聴取した。

その結果、上記の事業者は業務遂行に必要な能力・経験に秀でており、当該事業を実施するうえで上記業者に委託することが最適であることから、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場受入槽・貯留槽等清掃業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の目的（第1条）「下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、・・・その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。」の主旨に基づき、市町村は、下水道の普及進捗等に伴い、収集対象家屋が年々減少している実態に即し、し尿処理業務について適正な措置を講ずる必要がある。

同組合と契約することにより、地域によるし尿収集対象家屋数の差から生じる業者負担を軽減し、地域内の許可業者に均等に機会をあたえることが可能となり、また処理業者の中には清掃作業に必要となる10t吸引車を所有していない許可業者も多く、複数業者の車両を調整しながら、適正に一括業務を行うことができる。

以上のことから、本業務である受入槽・貯留槽等の清掃作業には、し尿等の収集運搬許可業者（28社）での対応が適切かつ迅速であるため、大阪府衛生管理協同組合と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（電話番号 06-6630-3238）

随意契約理由書

1 案件名称

UNEP 国際環境技術センター中央監視設備ほか整備業務委託

2 契約の相手方

パナソニック E S エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、UNEP 国際環境技術センターに設置された中央監視設備及び入退室管理設備が経年劣化していることから、その整備を行うものである。

中央監視設備は、入退室管理の他、電力設備・空調設備・防災設備警報表示等の制御を一元的に管理する装置であることから、電力設備等の周辺機器と密接不可分の関係にあり、中央監視設備及び周辺機器は一体のものとしてパナソニック E S エンジニアリング株式会社の独自の設計に基づき製造されている。そのため、他社によって部分的に整備を試みた場合、既存機器に著しい支障が生じる可能性があり、整備後の性能・作動状態・耐寿命に対して保証が得られず、また、製造物責任の所在を明確にする観点からも他社に整備を行わせることは極めて困難である。

以上の理由から、当該機器の整備に専門技術を有し、整備後の性能等を保証できるのはパナソニック E S エンジニアリング株式会社のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送施設ごみ空気輸送管整備業務委託

2 契約の相手方

(株)ビルド

3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

前年度の輸送管点検時において、北系統 NO.1～NO.3 ピット間ごみ空気輸送管ごみ輸送管について、ライナーが浮き上がっている状況が報告され、このまま置いておけばライナーがめくれ上がり輸送管内のごみが引っ掛かることから生ずる閉塞を発生させ、その結果全域にわたってごみの収集ができなくなることが想定される。

こうした状況を回避し住民生活に支障をきたさないようにする観点から、整備業務委託を行うものである。

南港ポートタウン内に直接地下埋めされた総延長 11 キロメートルにわたる南港管路輸送設備のごみ輸送管は、ごみ収集設備の構成の一部で、大成建設(株)が独自の技術により設計・施工したものであるが、維持・補修などサービス業務を停止したあと当該会社の下請け業者であった(株)ビルドに委嘱されており、これまでもごみ輸送管の維持補修にも実績があり、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で安全に行うことができる。

本業務は、地下埋めされたごみ輸送管内を調査する業務で、輸送管の構造はもとより過去の補修経過を熟知している必要があるため、ごみ収集の性質上、長期の停止が行えず時間的制約があるため短期間で業務を完了しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備のサービス業務を委嘱された会社以外では、技術対応が不可能であることから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ビルドのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課南港管路輸送センター
(電話番号 06 - 6612 - 4981)